

「市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）給付事業」
アプリケーション開発・運用業務委託仕様書

1 件名

「市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）事業」アプリケーションの開発・運用業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託金額の上限

35,750,000円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 本契約においては、アプリ開発費に加え、履行期間中のアプリ利用料及び保守・管理経費を契約金額に含む。

※ 今回の地域デジタルポイント事業実施に当たって、上記以外に、マイナンバーカードの認証に係る手数料やポイントの給付に係る手数料等が発生する場合は、本契約金額には含めず、見積書（様式5）及び経費内訳書（様式6）に示すこと。
当該費用については、本市と別途契約のうえ支払うこととする。

4 本業務の概要

(1) 目的と内容

本市においては、国の経済対策の交付金を活用し、継続する物価高に対する市民生活の応援や地域経済の活性化のため、市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）事業（以下「事業」という。）により、市民に対してデジタル地域ポイント（仮称）（以下「ポイント」という。）の給付を行う予定である。

ポイントの給付に当たっては、スマートフォン（以下「スマホ」という。）等の専用アプリケーション（以下「アプリ」という。）を用いてマイナンバーカード（以下「カード」という。）による本人認証を行い、京都市民に対して1人につき5,000円相当分のポイント（1ポイントにつき1円相当）を給付することを想定している。

本契約においては、専用アプリの開発・提供及び運用・保守を行うとともに、市内店舗（利用登録された店舗に限る。）（以下「加盟店」という。）においてポイントを使用可能とする仕組みを構築・運用するものである。

また、スマホを保有していない者に対しては、代替手段を確保し、ポイントを含

め、何らかの給付ができる仕組みの構築を行う。

(2) 事業概要

ア 対象者

ポイント使用期間内（令和8年8月1日～令和9年2月28日（予定））に京都市の住民基本台帳に記録されたもので、同期間内にカードを用いて本人認証を行ったもの。

イ 支給額

35億7,500万円（1ポイント1円として使用できるポイントを1人につき5,000ポイント付与）※70万人分相当

(3) アプリ開発において重視する事項

- ・ カードによる使用者の本人認証（具体的な実装方法は提案によるものとする）がされること。
- ・ ポイント使用により市内経済の活性化に繋がること（具体的な実装方法は提案によるものとする）。
- ・ 使用者にとってわかりやすく、店舗側の運用及び費用の負担が少ないとすること。
- ・ 開発、保守・運用及び機能拡張のコストパフォーマンスに優れていること。
- ・ スマホを保有していない者へのポイント給付も可能とし、ポイントの給付・使用状況等に関しては、アプリ使用者を含め一元的な管理が可能であること。
- ・ 早期の運用開始（ポイント使用開始は令和8年8月1日とする。）が可能であること。
- ・ ポイントやアプリの使用状況を把握し、事業効果の検証が可能であること。
- ・ 今後の京都市の施策展開に応じたアプリの機能拡充を見据え、拡張性や将来性があること。

5 業務内容

本仕様書に基づき、受託者は以下の業務を実施する。

なお、本仕様書は特定の製品、方式又は技術を指定するものではなく、本市が要求する要件を提示し、事業の目的を達成するための提案を受けるためのものであり、実装の詳細については受託者からの提案内容を踏まえて協議のうえ、決定する。

※ 市民・店舗向けコールセンター業務、加盟店募集・登録業務、デジタルデバイド支援窓口業務等の事務局運営業務は、別途選定する事務局受託事業者が行う。

(1) アプリ開発及び運用・保守

以下の要件を満たす適切なアプリの開発及び運用・保守を行うこと。

また、以下の要件にない内容であっても、本業務の目的達成に有益と思われる機能の充実や追加提案、将来的な機能拡張を考慮した提案内容があれば、可能な限り提案すること。

ア ポイント給付事業の実施に係る要件

(ア) 使用者情報登録・認証機能

- ・ 使用者の情報をカード認証によりアプリに登録し、アカウントを発行できること。
- ・ カード認証に当たっては、カードの署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書を用いて J-LIS へ有効性を確認し、カード券面の I C チップ等から使用者の基本 4 情報（氏名、住所、生年月日、性別）を取得可能であること。
- ・ カード認証により取得した基本 4 情報は、本人確認及び重複排除等、事業の目的に限定して使用すること。
- ・ 個人番号（マイナンバー）は扱わない。
- ・ 署名用電子証明書を活用し、定期的なカードの有効性の確認、基本 4 情報の自動更新を行う機能を有することが望ましい。
- ・ 1 ユーザー 1 ID を徹底するため、アプリへの登録時及び再登録時の使用者の重複を確認できること。

(イ) ポイント付与機能

- ・ 市が定める条件に基づき、本市職員や事務局受託事業者から対象者へのポイントの付与・加算等を行うことができる機能があること。
- ・ 使用者自身がポイント付与履歴を確認可能であること。
- ・ 重複付与等の不正使用を防止し、事業の公平性・信頼性を担保できること。

(ウ) ポイント使用機能

- ・ ポイントの使用方法は、使用者が加盟店で掲示されている二次元コードを読み取る方式を原則とする。
- ・ 1 円単位でポイントを使用した商品・サービスの購入が行えること。
- ・ 使用者のポイント使用のための画面遷移が円滑かつ分かりやすいものであり、支払ポイントや支払先店舗等の確認が簡単に実現できること。
- ・ 決済完了時に、完了メッセージの表示や通知音を鳴らすなど、決済の完了を明確に知らせる機能があること。
- ・ 決済完了時に、メール等により加盟店へ決済完了メッセージを送付するなどの通知機能を有すること。
- ・ 重複使用等のポイントの不正使用を防止し、事業の公平性・信頼性を確保できること。
- ・ 使用者自身が、ポイントの使用履歴を確認できること。

(エ) 加盟店機能

- ・ 加盟店側の管理画面において、ポイントを取引するために必要な二次元コードを生成可能であること。（加盟店側の印刷機等により、紙媒体への印刷も可能であること。）
- ・ 加盟店側の管理画面において、ポイントの取引情報等を確認可能であること。

- ・ 加盟店側の管理画面において、本市から加盟店への支払状況等の履歴を確認可能であること。
- ・ 加盟店側での操作が容易で、運用負担が過度とならない設計とすること。
- ・ 加盟店側で複雑な機器導入や設定等を要しないこと。

(オ) 運用・管理機能

- ・ 本市において管理アカウントを作成し、本市又は事務局受託事業者において運用・管理等の操作ができること。
- ・ 管理アカウントを通じ、使用者へのポイント付与・加算等のポイント操作、使用者情報の加除修正、一括管理ができること。
- ・ 管理アカウントを通じ、PC やスマホで加盟店の情報及びアカウントを登録・管理できること。なお、別途事務局受託事業者が作成する加盟店応募フォームから抽出したデータを取り込むことができるようになること。
- ・ 管理アカウントからも、加盟店側でポイントを取引するために必要な二次元コードの生成・印刷ができること。
- ・ 管理アカウントを通じ、全銀協規定フォーマットに基づいた振込データの作成ができること。
- ・ 管理アカウントを通じ、事業効果の検証に必要なデータを集計・確認が可能であること。
- ・ 管理アカウントを通じ、本市からのお知らせ情報等を発信し、ユーザ又は加盟店側のアプリに配信できること。
- ・ 管理者向け管理画面へのログインには、多要素認証を必須とすること。

(イ) アプリの機能全般に求める要件

(ア) 動作環境

- ・ 国内で一般的に使用されるスマホ（かんたんスマホ含む。）で使用できること。
- ・ OS は iOS18.5 以上及び Android13.0 以上の端末に対応すること。
- ・ また、OS のメジャーアップデートには対応すること。

(イ) アプリの配信

アプリは「AppStore (iPhone・iPad 向け)」、「GooglePlay ストア (Android 端末向け)」へ登録、公開されること。

(ウ) 信頼性・可用性

- ・ 本アプリの稼働は、本市が合意した計画的な停止を除き、24 時間 365 日であること。
- ・ 本アプリを停止する必要がある作業（バージョンアップ等）が発生した場合には、必ず本市及び事務局受託事業者と協議すること。
- ・ サーバ、通信等に障害等が発生した場合の対応・復旧の方針について、提案書で明示すること。

- ・ 障害発生時等には即時・早期の復旧に努めること。
- ・ サービスの維持管理及び保守作業、障害対応を実施するにあたって必要となるサービス保守要員を配置すること。
- ・ アプリ画面遷移は2秒以内に完了することが望ましい。
- ・ ポイント給付開始時など、アクセスが集中する状況を想定し、少なくとも14.3万人（人口143万人の10%に当たる14.3万人）の同時アクセスに耐えうること。
- ・ アクセス数の増減に応じて、サーバーリソースを柔軟かつ迅速に拡張・縮小（スケールアウト/スケールアップ、スケールイン/スケールダウン）できる構成であること。特に、アクセス集中が予測される期間には、安定したサービス提供が可能であること。
- ・ サービス開始後も、本市に責のない不具合等が生じた場合は、無償で改修などを行うなど早急な対応を行うこと。
- ・ 履行期間終了後においても、維持管理を容易かつ安価に行うことができるのこと。
- ・ 仕様の追加や変更に可能な限り柔軟に対応できるアプリ設計であること。

(イ) 堅牢性・冗長性

- ・ 本アプリに係るデータの保管場所は、原則、十分なセキュリティ対策等が講じられた日本国内のクラウドサーバ（パブリッククラウド等）とすること。また取扱いデータは、原則、日本国内のみでの管理とし、漏洩防止策を厳重に講じ、適切に管理すること。これ以外の取り扱いをする場合は、別途本市が審査し、承認した場合に限るものとする。
- ・ 定期的なバックアップを実施し、データ保全を行うこと。
- ・ 使用者のマイナンバー（個人番号）は取得・保有しないこと。
- ・ アプリとサーバ間及びシステムを構成するコンポーネント間の全ての通信は、TLS 1.2以上を用いて暗号化すること。
- ・ 不正アクセスや情報漏えいの追跡調査を可能にするため、管理者や使用者のログイン履歴、操作履歴、データアクセス履歴等の監査ログを取得・保管し、改ざんを防止する措置を講じること。ログの保管期間は別途、本市と協議のうえ定めること。
- ・ OWASP Top 10等の既知の脆弱性に対する対策を講じること。
- ・ 開発完了時及び公開後機能追加時に、第三者機関による脆弱性診断を実施し、検出された脆弱性については速やかに対応し、本市の承認を得ること。なお、脆弱性診断の観点は「政府情報システムにおける脆弱性診断導入ガイドライン（デジタル庁）」に準拠すること。

(オ) UX/UI（市民目線の使いやすさ）

- ・ 誰にでも直感的で分かりやすいデザインと操作性等を備え、優れたユーザ

ビリティを有していること。

- ・ 使用するスマホ・OSに適応してアプリの画面表示が最適化されること。
- ・ アプリ画面のデザインや機能等の修正について、発注者との協議のうえ、可能な限り柔軟に対応できること。

(か) 動作テスト

- ・ 本仕様書に定める要件が正常に動作することを確認するために、単体テスト、結合テスト、総合テストを実施し、本市の承認を得ること。

(ㄎ) 多言語対応

多言語に対応できること（対応言語等については、別途協議とする。）

(ㄏ) 機能拡張

- ・ 将来、京都市の様々な分野の施策の展開に応じ、アプリへの様々な機能の追加等が柔軟に対応できるよう拡張性を十分に備えること。
- ・ 将來の機能拡張時に、他社製アプリやWebアプリと連携し、ユーザーID等による認証（シングルサインオン等）、データの受け渡しなどが可能な外部連携機能を有すること。
- ・ 外部連携機能において、他社製アプリ等とデータ連携を行う場合は、OAuth 2.0等のセキュアな認証・認可方式を採用すること。
- ・ 将來の機能拡張に当たり、本件受託事業者以外でも安価に開発を行うことができるよう、オープンソース化や、専用の開発環境の提供が行われているおり、ベンダーロックインが生じない、ベンダー中立性が確保されていることが望ましい。

(想定する施策展開事例)

- ・ 交通系ICカード等、既存のキャッシュレス決済との連携
- ・ 公共施設や公共交通の利用に当たっての市民優先価格導入への対応
- ・ 市民活動やボランティア、イベント参加等に対するポイントの付与
- ・ 災害発生時の情報提供、避難経路の確認
- ・ 町内会、自治会等、地域活動の情報発信
- ・ 選挙公報の配布

等

ウ その他の要件

(ア) サポート・運用支援

- ・ 令和8年度4月から加盟店募集・登録を行う予定であるため、店舗向けに説明が可能となるよう、アプリケーションの店舗での運用画面等のイメージ資料を契約後早々に本市へ提供すること。
- ・ サービス提供開始の準備・テストに当たり、サービス提供期間の開始日までに、本市に対し、先行して管理機能及び当該サービスの利用環境を提供し、必要に応じて、本市職員や事務局受託事業者の職員への説明会や初期設定等のサポート、伴走支援等を実施すること。

- ・ サービス提供期間の開始日までに、管理者からの利用方法等に関する問い合わせに対応できるサポート体制を構築し、履行期間中も継続すること（特にサービス開始時期は充実すること）。

(イ) 説明会の支援

上記以外の関係者等への説明等が必要な場合、本市の求めに応じて、これらの説明会に協力すること。

エ 事務局受託事業者との連携

- ・ 事務局受託事業者が対応する市民や、加盟店からの問い合わせ対応の際、アプリ起因の案件については、必要な情報を事務局へ回答する等、本事業の運営にあたって事務局との連携を行うこと（ただし、事務局業務そのものは本業務に含まない。）。
- ・ 事務局受託事業者との連携に当たっては、役割分担および責任範囲を明確にしたうえで、十分な情報共有及び連携を行うこと。

(2) デジタルデバイド対策

- ・ スマホを使用していない者へのポイント給付等の仕組みを提案し、必要な機能をアプリへ実装すること。
- ・ スマホを使用していない者の使用者情報、ポイント付与・使用履歴、加盟店への支払履歴等の情報は、アプリ使用者と同様に一元的に管理可能であること。
- ・ 市民や加盟店に必要以上の来庁負担が生じないよう配慮すること。

(デジタルデバイド対策（例）)

- ・ 子ども等のポイントの親のスマホへの付与
 - ・ 5,000円相当の品物の給付（※品物代や送付代は別途事務局受託事業者が負担）
 - ・ デジタルカードの発行（※カードの印刷代は別途事務局受託事業者が負担）
- なお、受託者において上記の対応が困難な場合は、その他の実現可能なデジタルデバイド対策を提案すること。

6 実施体制等

(1) 実施体制

- ・ 本業務を確実に履行できる体制を構築し、本市に対し明示すること。
 - ・ 本業務の履行に当たっては、上記の体制を整えたうえで、サービス提供に向けて着実にプロジェクトの進行管理を行うこと。
- サービス開始以降は24時間365日、市民によるアプリ操作が行われるため、休日や年末年始も含めて、常に本市と連絡が取れ、システム上のトラブル対応が可能な体制をとること。

(2) 作業工程表の作成等

- ・ 契約期間に係る作業工程表を作成すること。

- ・ 受託者は、作業工程表の内容を変更する場合は、その理由を明確にしたうえで、都度発注者に変更したものと提出しなければならない。
- ・ 発注者が別途指示した場合、受託者は作業工程表を更新、又は補足する資料を提出すること。

(3) 各種打合せ及び記録等

受託者は、本業務に係る打合せや協議等に出席し、速やかに議事録を作成、管理すること。

また、必要に応じて、受託者以外が作成する議事録等の内容を確認し、発注者に對し助言等を行うこと。

(4) その他

本仕様書に記載がないが、業務遂行に当たり必要となる事項については、発注者との協議のうえ、実施すること。

7 納品及び検査

受託者は、業務が完了したときは、業務報告書及び業務完了届を発注者に提出するとともに、成果物を提出し、発注者の検査を受け、別途指定する日までに発注者に提出すること。

8 再委託

- ・ 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。
- ・ 業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に、再委託先の名称、代表者氏名、再委託の内容・理由、再委託予定金額その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。
- ・ 受託者は再委託先に対し、仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負う。
- ・ なお、再委託を行う場合は、可能な限り市内中小企業を活用するよう努めること。

9 個人情報保護及び情報セキュリティ対策

上記5の業務内容に定めるほか、個人情報保護及び情報セキュリティ対策の観点から、以下を遵守すること。

- (1) 受託者は、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置くこと。また、事業に従事する全ての従事者に適正な教育を行うとともに、個人情報保護及び守秘義務に関する事項を遵守する旨の誓約書（様式任意）を徴し、本市に提出すること。
- (2) 京都市個人情報保護条例等の例規を遵守するとともに、個人情報の厳格な管理のために万全の体制を整備し、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

- (3) 本市の所有する全ての情報資産を取り扱う際は、本市の情報セキュリティ関係規定を遵守しなければならない。また、本市の所有する全ての情報資産は持出しを禁止する。
- (4) 業務遂行上、知り得た業務上の機密、個人情報等は、業務期間中及び終了後も他に漏らしてはならない。
- (5) 業務遂行上、受託者の保有する情報機器を使用する場合は、有線、無線を問わず、公衆無線 LAN 等、受託者が用意した以外のネットワークには接続できないように制限すること。また、使用するインターネット回線は、業務に使用する機器以外が接続できないよう必要な措置を講じること。
あわせて、有線、無線を問わず、許可を受けた記録媒体等の外部機器を情報機器に接続できないように制限すること。
- (6) 受託者の情報機器には、ウイルス対策ソフトのインストール及び定期的なウイルス定義ファイルの更新を行うこと。
- (7) 本業務終了後、使用した受託者の情報機器については、入力情報の復元ができるないように適切な処置を講じること。
- (8) 個人情報漏えい等の事案が発生した場合には、直ちに本市に報告すること。
- (9) その他、本仕様書に記載のない項目については、「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」及び「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」のとおりとする。

10 その他

- ・ 受託者は、業務の履行状況を証する資料を保管し正確な状況を把握するとともに、それらを本市の求めに応じて提出しなければならない。また、委託料の支払が完了するまで挙証資料を保管しなければならない。
- ・ 業務の履行状況の実態を確認するため、本市が立入検査又は監査（以下「立入検査等」という。）を求めることができ、受託者は、本市の立入検査等を受け入れなければならない。
- ・ 受託者は、事業の遂行に当たっては責任者を明確にし、本市と常時密な情報共有及び十分な協議を行うとともに、本市の指示に従うものとする。また、業務内容等について疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議のうえ、対応すること。
- ・ 採用された企画、デザイン等に対する著作権等日本国の法令に基づき保護される権利は、本市に帰属するものとする。
- ・ 来年度以降、事業に関連した事業（アプリを利用した事業等）が継続した場合であって、本業務と別の契約相手方となつた場合は、必要な引継ぎを遺漏なく実施すること。
- ・ 受託者は、本契約終了後であっても、本業務委託の範囲内における本市の問合せ等に応じること。

- ・受託者は、本業務委託の遂行上、必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項並びに本仕様書に明記していない事項については、対応方法を本市と協議する。
- ・受託者が本業務によって本市又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負う。
- ・災害等緊急対応が必要な場合の連絡体制を構築のうえ、本市に提出し、共有すること。また、体制変更等により修正がある場合は、直ちに修正した連絡体制を共有すること。

11 参考

(1) 令和8年度のデジタルポイント事業全体スケジュール

内容	スケジュール
事務局運営	令和8年4月1日～令和9年3月31日
コールセンター開設	令和8年4月1日～令和9年3月31日
加盟店の募集・登録・管理	令和8年4月1日～令和9年1月31日（予定） ※なお、令和8年4月1日～令和8年8月31日を加盟店募集・登録の集中期間とする。
ポイント使用期間	令和8年8月1日～令和9年2月28日（予定）
区役所等支援窓口開設	令和8年7月ごろ～令和9年2月28日

※ 本表は事業全体の想定スケジュールであり、本アプリ開発業務の範囲外の業務も含まれる。

(2) 別途選定する事務局業務委託の内容

今回のデジタル地域ポイント事業においては、本アプリ開発・運用業務のほか、事務局業務について、別途、プロポーザルを実施し、受託者を選定する。参考に当該業務の内容を記載する（本アプリ開発・運用業務を受託する事業者においては、この事務局業務受託事業者と最大限の連携が求められることを、あらかじめ認識すること。）。

ア 事務局運営業務

アプリ開発事業者との連携・協力のうえ、各業務に付随する集計、分析、統計処理、効果検証及び改善提案、その他本事業の統括業務。

イ コールセンター業務

市民及び店舗からの問い合わせ対応。

ウ 加盟店募集・登録業務

加盟店舗の募集、登録及び管理対応。

エ デジタルデバイド支援窓口業務

区役所等におけるアプリ操作支援及びスマートフォン等不保持者への対応。

オ 広報業務等

本事業に係る広報業務及びホームページ作成業務。

カ 精算・支払い業務

ポイント利用実績に基づく、加盟店舗に対する精算事務補助。